

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、原発事故発生当時同居していた家族と別々に避難したところ、申立人の事故時住所付近は津波被害を受けたものの同被害のみであれば家族別離は生じなかったことを考慮して、平成23年3月から同年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるとともに、原発事故及びそれに伴う避難により、津波で亡くなった家族の葬儀や供養等を心置きなくできなかったこと等に対する慰謝料として、平成23年3月から同年9月までの間の一時金として15万円の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金38万6000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年2月20日

(仲介委員 近藤 健太)

R〇-〇

損害項目		期間	和解額	備考
面会交通費		H23.3~H23.5	56,000	〇〇への往復2回分を東電の標準交通費(片道 14,000円)で算出
避難慰謝料	別離増額	H23.3~H23.8	180,000	家族別離(月3万円×6か月)
避難慰謝料	一時金	H23.3~H23.9	150,000	本件事故及び避難により、葬儀や供養等を心置きなくできなかったこと等の慰謝料として
		和解額合計	386,000	